

開発審査会基準第18号基準新旧対照表

改正前	改正後
<p>開発審査会基準第18号</p> <p>市街化調整区域決定前から宅地であった土地（既存宅地）における開発行為又は建築行為</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下（路地状部分を除く。）の場合又は、予定建築物の用途が自己の居住の用に供する専用住宅の場合は、開発審査会の議を経たものとみなす。</p> <p>市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和3年2月3日承認）</p> <p>この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>開発審査会基準第18号</p> <p>市街化調整区域決定前から宅地であった土地（既存宅地）における開発行為又は建築行為</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル未満（路地状部分を除く。）の場合又は、予定建築物の用途が自己の居住の用に供する専用住宅の場合は、開発審査会の議を経たものとみなす。</p> <p>市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和3年2月3日承認）</p> <p>この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年2月27日承認）</p> <p style="text-align: center;">この基準は、令和8年4月1日から施行する。</p>